

## 津幡町告示第32号

津幡町がけ地防災工事費等補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月13日

津幡町長 矢田 富郎

### 津幡町がけ地防災工事費等補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊による災害から町民の生命及び財産を保護するため、工事を施工する者に対し、がけ地の防災工事に要する費用又はがけ地の応急防災工事に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 こう配が30度を超え、かつ、高さが3mを超える人工的に形成されていない傾斜地
- (2) 危険区域 がけ地の下端からの水平距離が、がけ地の高さの2倍の範囲内の土地をいう。
- (3) 危険家屋 危険区域内に存する現に居住用に供する建築物をいう。
- (4) 防災工事 がけ崩れによる災害防止のための施設の新設工事又は復旧工事であって、応急防災工事以外ものをいう。
- (5) 応急防災工事 現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去、その他の応急的な措置のための工事をいう。

#### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となるがけ地は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている箇所とする。

- (1) 危険家屋を有するがけ地であること。
- (2) がけ地が他の補助事業の対象外であること。
- (3) 宅地の分譲を業とする者が営業として行う事業でないこと。

(4) 申請日現在において、町税等を滞納していない者

(5) 過去に第2条第4号に規定する防災工事の補助金を受けていない土地であること。

2 危険家屋所有者が補助金を申請する場合は、前項に定めるもののほか、本人、親、配偶者、又は子が所有し、自ら居住しているものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額については次の表のとおりとする。ただし、当該補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

| 補助金の区分 | 補助対象者           | 補助金の額                                       | 補助金の限度額 |
|--------|-----------------|---|---------|
| 防災工事   | がけ地所有者又は危険家屋所有者 | 防災工事（設計に要する費用を含む。）に要する費用の2分の1に相当する額以内の額     | 70万円    |
| 応急防災工事 | がけ地所有者又は危険家屋所有者 | 応急防災工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額<br>対象工事費は10万円以上 | 30万円    |

備考 危険家屋所有者とがけ地所有者が異なる場合で、危険家屋所有者が申請する際は、がけ地所有者の同意を必要とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、応急防災工事において緊急の場合は書類の一部を省略することができる。

(1) 位置図、実測平面図、縦断図、横断図、公図及び現況写真

(2) 収支予算書及び工事見積書

(3) 権利者に関する調書

(4) 権利者の承諾書

(6) 個人情報取得に関する承諾書（様式第1号）

(7) その他町長が必要と認める書類

(技術指導)

第6条 町長は申請者の防災工事計画について技術指導を行うことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。